

鳥取県告示第七十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名	氏 名	住 所	又 は 勤 務 先
耳鼻咽喉科	牧田 淳	倉吉市東町	
整形外科	室賀 龍夫	鳥取市吉方	鳥取県立中央病院
眼科	近藤 武久	富安	鳥取県立身体障害者更生相談所
整形外科	室賀 龍夫		

幼稚園教諭二級普通免許状	昭四一幼二普第	第三号	林 里美	鳥取県
"	"	第五号	森本 孝恵	鳥取県
"	"	第一四号	森 幸子	京都府
"	"	第三号	大田 典子	鹿児島県
"	"	第二号	岡崎 展美	鳥取県
"	"	第四号	松下 律子	兵庫県
"	"	第五号	森本 幸子	鳥取県
"	"	第六号	植田 洋子	"
"	"	第七号	竹本 澄江	"
"	"	第八号	滝田 好美	福島県
"	"	第九号	米山 初美	鳥取県
"	"	第一〇号	和田 成子	京都府

鳥取県告示第七十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師の指定を次のとおり取り消したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名	氏 名	住 所	取 消 理 由
整形外科	西尾 篤人	鳥取市富安	鳥取県立中央病院
耳鼻咽喉科	森脇 良省	"	"
整形外科	山本 忠治	"	"
"	"	鳥取市吉方	鳥取県立中央病院
眼科	岸田 利夫	富安	鳥取県立中央病院
"	"	吉方	鳥取県立中央病院
外科	里田 清	東伯郡三朝町	国立三朝療養所
整形外科	津下 健哉	鳥取市古市	鳥取市古病院

鳥取県告示第百七十七号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程（昭和三十三年七月鳥取県告示第
三百二十一号）の一部を次のように改正し、昭和四十一年度分
の分担金から適用する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条を次のように改める。

（分担金の賦課基準）

第二条 条例第二条第二項の規定による分担金の賦課基準は、次のとおりとする。

- 一 天神野用水改良事業 事業費の百分の二十五
- 二 箕敷屋用排水改良事業 〃
- 三 羽合浜畑地かんがい事業 〃
- 四 久米ヶ原総合かんがい事業 事業費の百分の二十三・八
- 五 千代ほ場整備事業 工事費の百分の二十七・五
- 六 大鴨ほ場整備事業 工事費の百分の二十七・五

杉谷 晃俊	尚徳町	鳥取赤十字病院	転出
内 科 近藤 成美	吉方	鳥取県立中央病院	〃
玉城 秀男	行徳	〃	廃業
渡部 良次	米子市加茂町	博愛病院	転出
大森 史郎	皆生	国立米子療養所	〃

鳥取県告示第百七十八号

昭和四十二年二月十日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（単農農道及び農道橋）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十二年三月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 西伯町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七十九号

昭和四十二年二月一日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（単農農道）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法

- 七 大倉ほ場整備事業 工事費の百分の二十七・五
- 八 久米ヶ原ほ場整備事業 工事費の百分の二十七・五
- 九 菅野開拓パイロット事業 工事費の百分の十七・五

(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間 昭和四十二年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所 淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年三月二日から用途廃止した。

昭和四十二年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 面積 積用途

倉吉市下田中宇上五反田二七二番地先 平方メートル 三三・九二 水路敷

鳥取県告示第八十一号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十二年三月十日から施行する。

昭和四十二年三月十日

表を次のように改める。

鳥取県知事 石 破 二 朗

海岸名	区	域
鳥取県鳥取沿岸 宝木海岸東浜地 区海岸	<p>次の基点を順次結んだ線及び基点八と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域</p> <p>基点一 気高郡気高町大字宝木字東浜一、五六一番地の標杭</p> <p>二 基点一から八六度四四〇メートルの点</p> <p>三 二から八四度三〇分一八〇〃</p> <p>四 三から七六度一〇七〃</p> <p>五 四から六八度三〇分一四一〃</p> <p>六 五から三五五度一一〇〃</p> <p>七 六から三五〇度三〇分六七〃</p> <p>八 七から三五六度六九〃</p>	
鳥取県鳥取沿岸 東伯海岸八橋地区 区海岸	<p>次の基点を順次結んだ線及び基点一二と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域</p> <p>基点一 東伯郡東伯町大字八橋字新屋敷四三五番地の標杭</p> <p>二 基点一から八四度一三五メートルの点</p> <p>三 二から八九度一四〇〃</p> <p>四 三から九二度三〇分二八〇〃</p> <p>五 四から七九度三〇分二〇〇〃</p> <p>六 東伯郡東伯町大字八橋字大灘一三一次一の標杭</p> <p>七 基点六から〇度七〇メートルの点</p> <p>八 七から</p> <p>九 八から</p> <p>九 九から</p>	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年三月二十日午後一時から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- | | | |
|----|----------------|-----------|
| 1 | 岩美郡福部村大字左近一六八 | 邨 田 清 |
| 2 | 鳥取市吉方二〇七 | 江 副 義 親 |
| 3 | 鳥取市吉方二丁目二二五の一 | 朴 林 在 実 |
| 4 | 鳥取市白兔六九二 | 小 佐 栄 吉 |
| 5 | 鳥取市栗谷七八 | 大 佐 古 德 好 |
| 6 | 鳥取市立川町五丁目一〇〇の一 | 清 水 恒 久 |
| 7 | 鳥取市寺町四〇 | 浅 井 恒 裕 |
| 8 | 八頭郡八東町大字徳丸一六二八 | 鶴 本 憲 治 |
| 9 | 八頭郡河原町大字佐貫一〇一三 | 中 山 政 美 |
| 10 | 気高郡気高町大字水尻一〇〇八 | 船 本 義 昭 |
| 11 | 倉吉市住吉町四一 | 大 坪 義 弘 |
| 12 | 倉吉市鍛冶町一丁目二九二三 | 山 下 一 夫 |

鳥取県公安委員会告示第十三号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年三月十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年三月二十日午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- | | | |
|---|----------------|---------|
| 1 | 気高郡鹿野町大字河内三九〇六 | 国 森 重 幸 |
| 2 | 気高郡青谷町大字青谷四〇〇九 | 久 野 次 郎 |

- | | | |
|----|-----------------|---------|
| 13 | 倉吉市宮川町一二九 | 関 本 紘 |
| 14 | 倉吉市中江一三一 | 門 脇 茂 年 |
| 15 | 倉吉市下余戸五〇 | 谷 口 俊 美 |
| 16 | 東伯郡東郷町大字藤津二一六の三 | 高 塚 敏 勝 |
| 17 | 東伯郡羽合町大字久留一六一の五 | 松 本 久 雄 |
| 18 | 東伯郡三朝町大字福山五六一 | 中 野 時 寛 |